

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給実施要綱

制定 令和6年12月27日 区長決定 要綱第368号

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯)に対し、臨時的な措置として給付金を支給することにより、負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(以下「物価高騰支援給付金」という。)は、前条の目的を達するために、品川区(以下「区」という。)によって支給される給付金をいう。

(支給対象者)

第3条 物価高騰支援給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、令和6年12月13日(以下「基準日」という。)において、区の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの区市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて区の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和6年度分の特別区民税所得割が非課税である世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の特別区民税(同法の規定による市町村民税を含む。以下同じ。)所得割が課されていない者または区もしくは他の区市町村の条例で定めるところにより当該特別区民税を免除された者である世帯

(2) その他区長が特に必要と認める世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主は、支給対象者としなない。

(1) 特別区民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって特別区民税均等割が課されていない者を含む世帯

(3) 令和6年度において、他の区市町村においてこの要綱に基づく物価高騰支援給付金と同様の給付金(国の重点支援地方交付金を活用した給付金という。)を受領した者を含む世帯

(支給額)

第4条 前条に規定する支給対象者に対して支給する物価高騰支援給付金の金額は、1回に限り、1世帯あたり3万円とする。

(受給権者)

第5条 物価高騰支援給付金の支給を受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯員がいる場合には、当該世帯員の中から新たに当該世帯の世帯主となった者（これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者）とする。

2 前項の規定にかかわらず、配偶者その他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）および老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者に係る受給権者の取扱いについては、別記に定めるとおりとする。

(事前確認等)

第6条 区は、第3条に規定する要件に該当する者であつて、かつ、住民税非課税世帯物価高騰対策追加給付金支給事務実施要綱（令和5年品川区要綱第2号）、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰対策追加給付金支給事務実施要綱（令和5年品川区要綱第27号）、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給事務実施要綱（令和5年品川区要綱第132号）または令和6年度住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給事務実施要綱（令和6年品川区要綱第234号）による物価高騰支援給付金（以下これらを単に「物価高騰支援給付金」という。）の支給を受けたもの（以下「物価高騰支援給付金受給者」という。）に対し、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金受給承諾書（第1号様式。以下「受給承諾書」という。）を送付するものとする。

2 物価高騰支援給付金受給者は、受給承諾書の送付を受けた際、物価高騰支援給付金受給拒否等の届出をすることにより、物価高騰支援給付金の受給を拒否することができる。

3 区長は、区長が別に定める日までに前項の届出がなかったときは、支給申請があったものとみなし、自動的に口座に振り込む方式により物価高騰支援給付金を支給する。

4 受給承諾書において指定する口座に振り込んだ場合は、当該振込みをもって支給手続を終了したものとして取り扱う。

5 物価高騰支援給付金受給者は、受給承諾書により指定する口座を変更するときまたは受給を辞退するときは、公的身分証明書の写し等を提出し、または提示すること等により物価高騰支援給付金受給者本人による申出であることを明らかにしなければならない。

(支給の方式)

第7条 区は、第3条第1項第1号に該当する者（物価高騰支援給付金受給者を除く。）に対し、住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金支給要件確認書（第2号様式。以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 物価高騰支援給付金の支給を受けようとする者（物価高騰支援給付金受給者を除く。以下「申請者」という。）は、確認書または住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）（第3号様式。以下「給付金申請書」という。）の提出により申請を行う。

3 確認書による申請およびそれに基づく物価高騰支援給付金の支給は、郵送、区の窓口

への持参または区の整備する電子システム上で申請者が確認書を区長に提出し、区が住民税非課税世帯等に対する品川区特別定額給付金事業実施要綱（令和2年品川区要綱第107号）に基づく支給等により把握した口座または申請者が指定する口座に振り込む方式により行う。

4 給付金申請書による申請およびそれに基づく物価高騰支援給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号または第4号に掲げる方式は、申請者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合等に行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が給付金申請書を郵送により区長に提出し、区長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が給付金申請書を区の窓口において区長に提出し、区長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または区の窓口において区長に提出し、区長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- (4) 現金書留郵送方式 申請者が給付金申請書を郵送により、または区の窓口において区長に提出し、区長が現金書留郵便で交付することにより支給する方式

5 申請者（区が把握している金融機関の口座に振り込む者を除く。）は、物価高騰支援給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出し、または提示すること等により、申請者本人による申請であることを明らかにしなければならない。

（代理による申請）

第8条 申請者の代理人（以下「代理人」という。）として前条の規定による確認書の提出または物価高騰支援給付金の支給の申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点における受給権者の属する世帯の世帯員
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人および代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 親族その他の平素から受給権者の身の回りの世話をしている者等で区長が特に認める者

2 代理人は、確認書の提出をする場合は当該確認書の委任欄への記載をし、給付金申請書による支給の申請をする場合は給付金申請書の提出に加え原則として委任状を提出しなければならない。この場合において、区長は、公的身分証明書の写し等の提出または提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 区長は、代理人が第1項第1号に掲げる者にあつては住民基本台帳により、同項第2号または第3号に掲げる者にあつては区長が認める代理権があることが確認できる書面の写しにより、代理権を確認するものとする。

（申請期限）

第9条 物価高騰支援給付金の申請受付開始日は、区長が別に定める日とする。

2 確認書および給付金申請書（以下これらを「確認書等」という。）の提出期限は、別に定める日とする。

(支給の決定)

第10条 区長は、第7条第2項の規定による確認書等を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給の可否を決定するとともに、支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対し物価高騰支援給付金を支給する。この場合において、支給決定者に対し、当該支給の可否を通知する。

(物価高騰支援給付金の支給等に関する周知等)

第11条 区長は本事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による区民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取り扱い)

第12条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、受給権者から第9条第2項の提出期限までに第7条第2項の規定による確認書等の提出が行われなかった場合は、当該受給権者が物価高騰支援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 区長が第7条第2項の規定による確認書等を受理した後または第10条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、区長が確認等に努めたにもかかわらず、受給権者から第9条第2項の提出期限までに確認書等の補正が行われず、当該受給権者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 区長が物価高騰支援給付金受給者に対し、第6条第1項の規定により受給承諾書を送付し、第9条第2項の提出期限までに区長の責めに帰さない事由により当該受給承諾書が返戻された場合または口座凍結等により振込不能等があり、物価高騰支援給付金を支給できなかったときは、申請が取り下げられたものとみなす。

4 世帯主が、第6条に基づき受給承諾書を受理し、または同条第3項に規定する区長が別に定める日から第9条第2項の提出期限までの間もしくは第7条に基づき申請を行った後に死亡した場合において、同世帯に死亡した世帯主以外の世帯員がいないときは、区長は相続人調査や供託を行うことなく、支給を取り消すことができる。

(不当利得の返還)

第13条 区長は、偽りその他不正の手段により物価高騰支援給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰支援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 物価高騰支援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年12月27日から適用する。

別記（第5条関係）

1 配偶者その他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

第1号に掲げる取扱事例のいずれかに該当する者が、第2号に掲げる要件を満たしている場合、その旨を区長に申し出た者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が区の住民基本台帳に記録されていない場合であっても、申出者およびその同伴者（以下「申出者等」という。）の収入が第3条第1項第1号または第2号に規定する世帯に準ずると区長が認める場合にあっては、当該申出者等を物価高騰支援給付金の受給権者とする。ただし、当該申出者等のうち、いずれかの者が既に物価高騰支援給付金を受給している場合を除く。

(1) 取扱事例 この項における取扱いを受ける事例は、次に掲げるいずれかの事例とする。

ア 申出者等が配偶者からの暴力等を理由に区に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）または婦人保護施設の入所者であって、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であり、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）であって、基準日等において区に住民票を移していないものである場合

イ 親族からの暴力等を理由に避難している申出者等が自宅には帰れない事情を抱えている場合

(2) この項における取扱いを受ける場合の要件は、申出者等の居所が区内にあり、かつ、次のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者等の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令または同項第2号に基づく退去命令を含む。）が出されていること。

イ 婦人相談所、配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所および各区市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等をいう。）等による証明書が発行されており、区長が配偶者からの暴力の被害者等と認める者であること。

ウ 基準日等の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウまでに掲げる場合のほか、それに準ずる者として区長が特に必要と認めるものであること。

2 措置入所等児童の取扱い

次のいずれかに掲げる児童（基準日時点で原則として満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）または児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している者を含む。）および児童福祉法第23条第1項の規定によ

り同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）の入所者（第6号に掲げる場合に限る。）をいう。以下同じ。）であつて、かつ、区が児童または児童以外の者に係る措置等の入所の対応を行い、当該者の収入が第3条第1項第1号または第2号に規定する世帯に準ずると区長が認める場合にあつては、当該者が基準日等において区の住民基本台帳に記録されていない場合であつても、物価高騰支援給付金の受給権者とする。また、他自治体において児童または児童以外の者に係る措置等の入所の対応が行われ、当該自治体より区に対してその旨の情報提供があつた者については、基準日等において、区の住民基本台帳に記録され、かつ、区長が特に必要と認める場合に限り、区における物価高騰支援給付金の受給権者とする。

- (1) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2カ月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、もしくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、または同法第27条第1項第3号もしくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設もしくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設または児童自立支援施設に通う者、2カ月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所または指定発達支援医療機関への入院をしている者および保護者の疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2カ月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法第18条第2項もしくは知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）またはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設もしくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、または売春防止法（昭

和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者および一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。)

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定および「社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年厚生労働省通知雇児発0331第10号)」により、入居している者に限る。)
- (6) 母子生活支援施設に入所している者(2カ月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

身体障害者福祉法第18条第1項もしくは第2項または知的障害者福祉法第15条の4もしくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置施設入所者または措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人および代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等をいう。以下同じ。))を含み、2カ月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。))および老人福祉法第10条の4第1項および第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(措置施設入所者または措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者を含み、2カ月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。以下これらを「措置入所等障害者・高齢者」という。))であつて、基準日等において、区の住民基本台帳に記録されているものについては、区における物価高騰支援給付金の受給権者とする。ただし、区で入所等の措置を講じ、区の措置入所等を行った部署から生活福祉課に対して、施設所在区市町村に住居票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合にあつては、当該措置入所等障害者・高齢者を区における申請・受給権者とする。また、他自治体において措置入所等障害者・高齢者の措置入所等が行われ、当該自治体より区に対してその旨の情報提供があつた者については、基準日等において、区の住民基本台帳に記録され、かつ、区長が特に必要と認める場合に限り、区における物価高騰支援給付金の受給権者とする。

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない者または事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの区市町村の住民基本台帳にも記録されていないものについて、基準日等の翌日以降、区において住民基本台帳に記録されたときは、区における物価高騰支援給付金の受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、区において居住の実態があり、かつ、

自己またはその未成年の子等が無戸籍であると区に申し出たものについて、法務局等において無戸籍者として把握していることを区長が相当と認めるときは、区における物価高騰支援給付金の受給権者とする。

〒●●●● - ●●●●●●
品川区●●●●
●● ●● 様

令和7年2月19日

品川区長 森澤 恭子

(お問い合わせ番号 CSMR ●●●●●)

「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)」受給承諾書

1. 「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)」について

(1) 支給のご案内

このたび、国の給付事業として、物価高騰の影響を受けた生活者のうち、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、**1世帯あたり3万円**を給付する方針が示されました。(以下、「本給付金」といいます。)

これを受けて、品川区では、令和6年12月13日時点で品川区に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税、または均等割のみ課税されている世帯において、以下の受給要件を満たす世帯の方に本給付金を振込いたします。

なお、本給付金の受給を希望される方は、手続きは必要ありません。

振込をもって給付の手続きを終了とさせていただきます。

※ただし、振込先等の変更を希望する場合には届出が必要です。詳しくは裏面をご確認ください。

(2) 受給要件

以下3つの要件すべてを満たす場合、給付の対象となります。

- ・世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていない。
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- ・「既に本給付金と同趣旨の給付金を受給した世帯」または「受給した世帯の世帯主であった者を含む世帯」ではない。

2. 振込先情報

令和5年度以降の住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金と同じ口座への振込	
金融機関	●●銀行
支店名	●●
口座名義	●●●● ●●●●
口座番号	**** ●●●●

令和7年3月11日(火)頃から約1週間の間に順次、令和5年度以降の住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金と同じ口座へ振込いたします。

<裏面も必ずお読みください。>

3. 振込先口座の変更を希望される場合、給付金の受給を辞退される場合

(1) 提出書類について

2.に記載の口座以外への振込を希望される場合、または、給付金の受給を辞退される場合は、**令和7年3月3日(月)(必着)**までに、「口座変更届」または「辞退届」の提出が必要です。
各書類の取り寄せ方法は下記(2)を参照ください。

① 2.に記載の口座以外への振込を希望される場合	「口座変更届」の提出が必要です。 ※口座変更届が品川区に届いてから、振込までに概ね1か月程度かかります。
② 給付金の受給を辞退される場合	「辞退届」の提出が必要です。

(2) 「口座変更届」「辞退届」の取り寄せ方法

振込先口座の変更を希望される方、給付金の受給を辞退される方は、ご自身で以下のいずれかの方法によりお取り寄せください。

- ・区ホームページからダウンロードしてください。
(トップページ>健康・福祉>生活にお困りの方へ>「住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金」)
- ・給付金相談窓口(区役所第二庁舎3階)や各地域センターでお受け取りください。
- ・下記コールセンターへご連絡いただき、書類送付をご依頼ください。

(3) 「口座変更届」「辞退届」の送付先

〒140-8715 品川区広町2-1-36

品川区役所 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)事務センター

(4) 「口座変更届」「辞退届」の提出がない場合

令和7年3月3日(月)(必着)までに「口座変更届」「辞退届」の提出がない場合、2.に記載されている令和5年度以降の住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金を支給した口座へ本給付金を振込いたします。あらかじめご了承ください。

※ 令和7年3月3日以前にお亡くなりになられた単身世帯の方は、給付対象となりませんのでご了承ください。
ご遺族の方は辞退届を提出していただくようお願いいたします。

【同封物】

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)のご案内

(お問い合わせ)
住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)コールセンター
電話 050-5799-8354
FAX 03-5742-6879
受付時間:午前8時30分~午後5時(土・日・祝日を除く)

保管用



住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)のお知らせ

この確認書が届いた世帯は、1世帯につき3万円の住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)の給付対象となる可能性がありますので、受給要件をご確認いただき、該当される方はご申請ください。
郵送申請の方は、右側の「支給要件確認書」を切りはなして提出してください。
給付の手続きが完了次第、随時、交付決定通知書をお送りします。

対象者	令和6年12月13日(基準日)時点で品川区の住民基本台帳に登録されており、世帯全員が令和6年度住民税が非課税、または均等割のみ課税されている世帯の世帯主 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 ※品川区における本給付金の受給は一回のみです。
給付額	1世帯あたり3万円
申請期限	令和7年5月12日(月)まで(郵送・オンライン) ※郵送の場合は当日消印有効
申請方法	以下の①または②の方法で申請を行ってください。 ①オンライン申請 オススメ 以下のID・パスワードを使ってインターネットで申請をすることも可能です。 品川区給付金申請ポータル特設サイト https://shinagawa.city-portal.jp/ ②スマートフォンやタブレットをお持ちの方は右の二次元バーコードからも申請できます。進捗状況も確認できます。 ③必要事項を記入した確認書(この用紙の右側を切りはなしてください) ④証明書類のコピー(支給要件確認書の③受取方法でBを選択された方および④を選択された方)以上の書類を同封の返信用封筒により提出してください。
あなたのID	あなたのパスワード

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年) コールセンター TEL 050-5799-8354 FAX 03-5742-6879
受付時間: 午前8時30分～午後5時(土・日・振日を除く)
お問い合わせの際は右記のお問い合わせ番号をお知らせください。 お問い合わせ番号

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年) 支給要件確認書

お問い合わせ番号

品川区長あて

提出用

記入日 令和 17 年 月 日

以下の①～③を世帯主の方が、確認・記入してください。

※代理人が代理確認・代理受給を行う場合は、裏面④にも記入してください。

1 受給要件確認

受給要件すべてに当てはまる方は、給付金が受け取れます。以下の要件を確認後、チェック欄に✓を入れてください。

チェックがないと給付金を受け取れません。

右記内容に相違ありません。

- 世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けていません。
- 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- 「既に本給付金と同趣旨の給付金を他自治体で受給した世帯」または「受給した世帯の世帯主であった者を含む世帯」ではありません。



注意事項

- ・申請期限までに返送がない場合、またはチェックがない場合、支給対象に該当せず、給付金を受け取れません。
- ・確認内容が誤っている場合、給付金の返還を求める場合があります。
- ・意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

2 世帯主(確認・受給者)

フリガナ	
氏名	
現住所	
日中に連絡可能な電話番号	生年月日

3 受取方法

希望する受取方法(以下のA、Bどちらか1つ)のチェック欄に✓を入れて、Bを選択された方は必要事項をご記入ください。

A の振込先を希望 ※証明書類の提出は不要です。

口座名義	支店名	支店コード
金融機関	口座番号	
口座種別		

記載された口座以外の口座への振込を希望する場合や、上記口座欄に記入がない場合には、以下の欄に受取口座を指定してください。

B 指定の金融機関口座(世帯主またはその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

受取口座について必要事項を記入してください。(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

指定する金融機関口座(世帯主またはその代理人の口座に限ります。)への振込を希望	指定の金融機関口座名を記入し、必ず振込先金融機関の通帳(見開き面)のコピーなどを同封してください。		
口座名義人(カナ)	金融機関名	支店名	
カナ氏名	銀行 欄 金融 欄	本・支店 出張所	
口座種別: ①普通 ②当座	支店番号	口座番号 右側記入	
ゆうちょ銀行希望の方	口座名義人(カナ)	通帳記号	通帳番号(右側記入)
		1	0

Bを選択された方は、裏面をご確認いただき、証明書類のコピーを同封してください。

4 代理受給を行う場合

フリガナ 代理人 氏名	世帯主 との関係	代理人 生年月日	年	月	日
代理人 住所		日中に連絡可能な 電話番号			
上記の者を代理人と認め、 住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)の <input type="checkbox"/> 確認 <input type="checkbox"/> 受給 <input type="checkbox"/> 確認および受給 を委任します。		代理人が法定代理人 以外の場合は、右 の委任欄に記入して ください。	世帯主 氏名		

③ 受取方法で B を選択した方および④を選択した方は、
以下を参考にして、証明書類のコピーを同封してください。
同封されないと受給できません。

▲ 原本提出ではなく、A4でコピーしてください。

本人(代理人)確認書類

② 世帯主(確認・受給者)の本人確認書類のコピーを同封してくだ
さい。代理受給の場合は、代理人の本人確認書類のコピーも
必要です。

以下の書類などのコピー



振込先金融機関口座確認書類

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる
通帳やキャッシュカードのコピーなどを同封してください。



※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 **私の世帯は給付金を受給しません**

記入例

1 (必須)

確認欄の項目を確認し
チェック欄に☑を記入して
ください。

2 (必須)

この確認書を記入した日付を
ご記入ください。

3 (必須)

あらかじめ印字されている
世帯主(受給者)の住所が
正しいか確認してください。
住所が異なる場合は二重線で
訂正してください。

確認いただいたうえで、日中
連絡可能な電話番号を記入
してください。

4 (必須)

A、Bのいずれか1つのチェック
欄に☑を入れてください。
Aに記載の口座以外の口座
への振込を希望される場合
は、Bに記入してください。
Bに記入した口座に振込を
希望する方は、本人確認書類
と口座確認書類のコピー2枚
を確認書と一緒に同封して
提出してください。

※Bにチェックを入れた方は、
本人確認書類と口座確認書類
の提出は不要です。

5

代理受給を行う場合

代理人氏名、住所、生年月日、
関係性、日中連絡可能な電話
番号を記入してください。
世帯主の方は委任する該当項目
にチェックし、署名してください。

※世帯主の署名は必須です。

ボールペンで記入してください。
(消えるボールペン使用不可)

(表面)

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)
支給要件確認書

品川区民あて

提出用

記入日 令和 7 年 03 月 20 日

1 受給要件確認
受給要件すべてに当てはまる方は、給付金が受け取れます。以下の要件を確認し、チェック欄に☑を入れてください。

2 世帯主(確認・受給者)
フリガナ シノガワ タロウ
氏名 姓 名 太郎 太郎
住所 品川区品川1丁目1番10号
〒108-8501 品川区品川1丁目1番10号
生年月日 1970年1月1日

3 受取方法
希望する受取方法(以下のA、Bどちらか1つ)のチェック欄に☑を入れて、Bを選択された方は必要事項をご記入ください。

4 振込先金融機関口座確認書類
A 注税税理士事務所
B 指定する金融機関口座(世帯主またはその代理人の口座に限り、)への振込を希望
受取口座について必要事項を記入してください。(注)収入支出のない口座を記入しないでください。

口座名義人(カナ) シノガワ タロウ
口座番号 12345678901234567890
口座種別(預金) 普通 口座残高 100,000円

ゆうちょ銀行 有無の区別 1 0

Bを選択された方は、裏面をご提出いただき、証明書類のコピーを同封してください。

(裏面)

4 代理受給を行う場合

フリガナ
代理人
氏名

代理人
住所

世帯主との関係
代理人
生年月日

日中に連絡可能な
電話番号

上記の者を代理人と認め、
住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(令和7年)の
 確認 受給 確認および受給
を委任します。

代理人が法定代理人
以外の場合は、右
の委任欄に記入して
ください。

世帯主
氏名

4. 代理確認・受給を行う場合

フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所	代理人電話番号 ※日中に連絡可能な電話番号
上記の者を代理人と認め、住民税非課税世帯等 物価高騰対策支援給付金の □申請 □受給 □申請および受給 を委任します。			代理人が法定代理人以外の場合は、 右の委任欄に記入してください。	署名(または記名押印) <div style="text-align: right;">(印)</div>

※代理受給は、世帯員もしくは法定代理人が対象となります。

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税、または均等割のみ課税です。
イ 世帯の全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではありません。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に租税条約による免除の適用を届け出ている者はいません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 「既に本給付金と同趣旨の給付金を他自治体で受給した世帯」または「受給した世帯の世帯主であった者を含む世帯」ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、品川区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、品川区において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 品川区が申請書(請求書)を受理した後、または支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等があり、品川区が確認等に努めたにもかかわらず、申請期限までに申請書(請求書)の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合には、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 提出書類に不足がないか、ご確認ください。

- 『住民税非課税世帯等物価高騰対策支援給付金申請書(請求書)』【本書】
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人(代理人)確認書類のコピー』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等のいずれか1点のコピーを提出してください。
※代理受給の場合は、代理人の本人確認書類のコピーも提出してください。
- 『受取口座を確認できる書類のコピー』
※通帳やキャッシュカードのコピーなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分のコピーを提出してください。
- (「現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税非課税証明書、または課税証明書(住民税均等割のみ課税の世帯)』の写し(コピー)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)